

#### 4 生活環境を整えるサービス

サービスの種類	サービスの内容	利用料のめやす
<p>福祉用具貸与 【介護予防福祉用具貸与】</p> <p>右の①～⑬、⑪、⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。 ⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。</p>	<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 車いす</li> <li>② 車いす付属品（クッション、電動補助装置など）</li> <li>③ 特殊寝台</li> <li>④ 特殊寝台付属品</li> <li>⑤ 床ずれ防止用具</li> <li>⑥ 体位変換器</li> <li>⑦ 手すり（工事をともなわないもの）</li> <li>⑧ スロープ（工事をともなわないもの）</li> <li>⑨ 歩行器</li> <li>⑩ 歩行補助つえ</li> <li>⑪ 認知症老人徘徊感知機器</li> <li>⑫ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）</li> <li>⑬ 自動排せつ処理装置</li> </ul>	<p>月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割または2割を自己申告します。（用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。）</p>
<p>特定福祉用具購入 【特定介護予防福祉用具購入】</p>	<p>下記の福祉用具を、県の指定を受けた業者から購入したとき、購入費が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）</li> <li>② 特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）</li> <li>③ 排泄予測支援機器</li> <li>④ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）</li> <li>⑤ 簡易浴槽</li> <li>⑥ 移動用リフトのつり具の部分</li> <li>⑦ スロープ（工事をともなわないもの）</li> <li>⑧ 歩行器</li> <li>⑨ 歩行補助つえ</li> </ul>	<p>年間10万円が上限で、その1割または2割が自己負担額です。費用の9割または8割があとから支給されます。（毎年4月1日から1年間）</p>
<p>居宅介護住宅改修 【介護予防住宅改修】</p> <p>※改修費が高額になる場合には、【高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金】を併用することができます。</p>	<p>手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分（1割～3割）を除いた金額が支給されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手すりの取り付け</li> <li>○段差や傾斜の解消</li> <li>○滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更</li> <li>○開き戸から引き戸等への扉の取り換え、扉の撤去</li> <li>○和式から洋式への便器の切り替え</li> <li>○その他これらの各工事に付帯して必要な工事</li> </ul>	<p>利用限度額／20万円まで（原則1回限り）</p> <p>※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回分けて使うこともできます。</p> <p>※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受ける</p>

	<p>【手続きのながれ】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ケアマネージャーなどに相談</li> <li>② 施工事業者の選択・見積もり依頼</li> <li>③ 町へ事前申請／町の着工前現地確認</li> <li>④ 工事の実施・完了／支払い</li> <li>⑤ 町へ領収書などを提出</li> <li>⑥ 町の完成現地確認</li> <li>⑦ 住宅改修費の支給</li> </ol>	<p>ことができます。</p> <p>※本人や家族などが住宅改修を行ったときには、材料の購入費が対象となります。</p>
<p>【高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業】</p>	<p>トイレや浴室の改修など大幅な住宅改修に対して、やさしい住まいづくり推進事業費補助金が交付されます。</p> <p>○トイレや浴室等の改善(介護保険の住宅改修費の対象工事を含む)</p> <p>○日常生活動作、介護者の介護動作の向上になると認められるもの</p> <p>改修を始める前に必要書類を添付して役場に申請します。改修後に補助金をお支払いします。</p> <p>注意事項…交付は1回限りです。申請のあった年度内に工事を着工し、当該年度内に完了する工事であること。平成14年以降に新築した住宅は対象外となります。地域整備課が所管する住宅リフォーム事業奨励金事業と併用することができます。</p> <p>【対象者】</p> <p>介護認定を受けている人</p> <p>重度身体障害者である人(第1級～3級の人)</p> <p>※所得制限があります。(本人と配偶者または扶養義務者、特別児童扶養手当の所得制限限度額に35万円を足した金額)</p> <p>【手続きのながれ】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ケアマネージャーなどに相談</li> <li>② 施工事業者の選択・見積もり依頼</li> <li>③ 町へ事前申請</li> <li>④ 工事の実施・完了／支払い</li> <li>⑤ 町へ領収書などを提出</li> <li>⑥ 住宅改修費の支給</li> </ol>	<p>120万円までの工事費が対象になります。そこから、介護保険の住宅改修費の対象20万円を除き9割支給されます。</p> <p>※上限90万円</p> <p>(例) 工事費が120万円かかる場合の算定(120万円-20万円)×9/10=90万円</p> <p>①) 介護保険分の支給額 18万円</p> <p>②) 支給額 108万円</p> <p>(①+②)</p> <p>自己負担額 12万円</p>